

大手電力会社による新電力の顧客情報の情報漏洩及び不正閲覧に関する提言

令和5年3月2日

再生可能エネルギー等規制等総点検タスクフォース

大林ミカ、川本明、高橋洋、八田達夫

- ・2022年12月以降、一般送配電事業者（以下「一送」という。）が保有する新電力の顧客情報が、同じ大手電力会社の小売部門によって不正に閲覧される事案が、多数発覚している。これは、送配電部門と小売部門の情報遮断という発送電分離の基本要件が確保されていないことを意味し、「公正な競争を揺るがしかねない」¹深刻な事態である。
- ・これまでも本タスクフォースは、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）最優先の脱炭素化を進めるに当たり、公正な競争環境の整備の重要性を訴えてきた²。再エネ電源の導入の最大の障壁の1つが系統制約であり、また小売市場では再エネ電力メニューを訴求する新電力が多いからである。
- ・残念ながら、今回の情報漏洩・不正閲覧や電力カルテル問題などを通して、公正な競争環境、特に情報遮断を含む送配電事業の中立性が確保されていないことが明らかになった。現行法令上の事業許可・登録の取り消しなど厳正な処分を行うとともに、改めて公正な競争環境を整備すべく、さらなる行為規制の強化や所有権分離を含む構造改革を提言する。

I：問題の構図

1) 一般送配電事業者からの情報漏洩、小売り部門による不正閲覧

- ・2022年12月20日に、関西電力から電力・ガス取引監視等委員会（以下「電取委」という。）に対して本件の通知があり、その後の報告徴収を踏まえ、以下の事実関係が明らかになってきた。
- ・関西電力送配電は、託送業務を通じて多様な小売事業者の顧客情報を保有しているが、これを親会社である関西電力の小売部門の職員等が、不正に閲覧していた。具体的には、新電力の低圧分野の顧客について、契約名義、連絡先電話番号、契約設備電力、力率、小売電気事業者コード、接続送電サービスメニューコード、使用電力量などが閲覧可能であった。
- ・関西電力送配電からの報告によれば³、閲覧者数は1,606人で、閲覧された顧客数は15万契約を超えた。これは、2019年11月26日から2022年12月19日までの期間におけるログの解析結果である。実際には2016年から不正閲覧が可能であったようで、総数ははるかに多いと考えられる。

¹ 2023年1月23日の西村経済産業大臣の閣議後記者会見。

² 例えば、第10回タスクフォース「再生可能エネルギー主力電源化・最大限活用を実現する三原則の提言」2021年6月3日。

³ 関西電力送配電「電気事業に係る法令等の遵守に関する報告について（経済産業省からの報告徴収への報告）」2023年2月17日。閲覧者数には委託先を含む。

- ・2023年に入り、東北電力、九州電力、四国電力、中部電力、中国電力、沖縄電力でも、同様の事案が発覚した。不正閲覧の状況は異なる点もあるが、いずれも小売部門の多数の職員が競合他社の顧客情報を閲覧していた⁴。

2) 再生可能エネルギー業務管理システムの不正閲覧

- ・不正閲覧があったのは、一送の情報システムだけでない。経済産業省が保有し、再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画認定情報等を管理するシステムに対し、大手電力10社全てから不正閲覧があったことが、明らかになっている。
- ・これは、本来一送だけに閲覧を認めているもので、アクセスのためにIDやパスワードが付与されている。大手電力の小売部門などは、これらを流用し、買取価格や発電事業者の氏名・住所などの情報を不正閲覧したおそれがある。

3) 情報漏洩・不正閲覧の背景

- ・電事法は、送配電部門と他部門との間で託送業務に関わる情報システムの遮断を義務づけており、本来、2016年4月に小売全面自由化が開始された際に、この遮断が行われたはずだった。しかし、関西電力では、お客様情報画面などのマスキング処理の不備により遮断されていなかった。
- ・アクセス制限の不備のケース（関西電力、中部電力）以外に、営業所内のネットワーク端末の管理の問題（東北電力、九州電力）、アクセス権限の管理の問題（四国電力、再エネ業務管理システム：全社）のケースもある。非常災害時の一送の顧客対応を小売部門が応援するためというケースもあったが、許容されていた非常時のみならず⁵、平常時でも閲覧されていたという（中国電力）。
- ・そもそも情報遮断には、アクセス制御による論理分割とサーバーを分ける物理分割がある。情報遮断のためには物理分割の方が徹底しているが、現行ルールはそこまで求めておらず⁶、多くの場合にサーバーを共用していた。対照的に、法的分離を実施しているフランスやドイツの

⁴ 例えば、中部電力の報告「新電力等のお客さま情報の取り扱いに関する調査結果の個人情報保護委員会への報告の概要」（2023年2月17日）によれば、2022年4月1日から2023年1月19日の間に、従業員5,043人により約40万契約が閲覧されていた。九州電力の報告「個人情報等の取扱いに係る報告」（2023年2月8日一部訂正）によれば、2022年4月1日から2023年1月9日の間に、4.4万契約以上が閲覧されていた。

一方、北陸電力は、「新電力の顧客情報の不正閲覧はなかった」と電取委に対して報告しているが、同社の送配電部門による個人情報保護委員会への報告によれば、同部門がFIT買取を行っている1,408の需要家の情報（契約者氏名、電話番号、北陸電力とのFIT買取契約の容量、お客さま番号等）が北陸電力の小売部門側から閲覧可能になっており、北陸電力による個人情報保護委員会への報告によれば、437名が閲覧したとされている。

北陸電力送配電ニュースリリース（令和5年2月6日）

https://www.rikuden.co.jp/nw_press/attach/23020601.pdf

北陸電力ニュースリリース（令和5年2月24日）

<https://www.rikuden.co.jp/press/attach/23022402.pdf>

⁵ 公正取引委員会・経済産業省「適正な電力取引についての指針」2022年11月14日。

https://www.jftc.go.jp/hourei_files/denki.pdf

⁶ 電取委の制度設計専門会合（2017年10月26日）で議論され、論理分割で構わないという結論になった。

送電事業者は、原則として情報システムの共用が禁止されている⁷。一方、物理分割していたが不正閲覧が生じたケースもあった（九州電力、四国電力）。

- ・一送には、情報の適正な管理に係る規程の整備や情報管理責任者の設置、従業員の教育なども求められており⁸、形式的には実施されていたと見られる。しかし、多数の不正閲覧があった事実を鑑みると、これら行為規制は機能していなかったと言わざるを得ない。
- ・このような状態が、小売全面自由化が始まった2016年4月から常態化していたという。それ以前にも、特高・高圧部門で自由化に伴い託送業務が行われており、20年以上の長期間にわたり適切な情報遮断が行われていなかった恐れが極めて高い。

4) 問題の本質：法令違反による不公正競争

- ・大手電力の小売部門が、送配電部門が有する競合他社の顧客情報を不正に閲覧すれば、営業活動に利用し得る。それは、新電力が大手電力の小売部門と競争することを著しく困難にする⁹。その結果、新電力が不当に撤退を余儀なくされたり、電気料金が高騰したりした可能性も否定できない¹⁰。これが発送電分離が必要となる根幹的な理由の一つである。
- ・発送電分離は、発電・小売事業の自由化に際して、発送電一貫の電力会社から送配電網を開放する手段であり、多くの先進国で2000年前後までに実施された。欧州では、送電事業を資本面で切り離す所有権分離が一般的である。
 - ・しかし、日本では、電力会社が民営であることに配慮し、送配電事業を子会社化する法的分離の形で2020年に実施された。ただし、法的分離では親会社や発電・小売部門による資本面からの影響が続き、送配電事業の中立化は不十分になりがちであるため、様々な行為規制が守られなければ、法的分離は有効に機能し得ない。すなわち、送電事業の法的分離は妥協的な中立化の形態であり、公正競争を実現するためには、厳しい行為規制とセットで認められるべきものである。情報遮断は、その行為規制の柱である。
 - ・このため、新電力の顧客情報を保有する一送の情報システムに、大手電力の小売部門がアクセスできないようにすることが、電気事業法23条及び23条の4で規定されている¹¹。情報漏洩は、電気事業法第23条及び第23条の3の一送及びその特定関係事業者（小売部門）の禁止行為に該当し、同法に違反する。この行為が法的分離の機能を骨抜きにするからである。

⁷ 情報システムの共用の禁止について、フランスは Code de l'énergie L111-16 に規定されている。

https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT00

0023983208?etatTexte=VIGUEUR ドイツは Gesetz über die Elektrizitäts- und Gasversorgung10a(5)及び(6)に規定されている。 https://www.gesetze-im-internet.de/enwg_2005/

⁸ 電気事業法第23条の4、電気事業法施行規則第33条の15、前述「適正な電力取引についての指針」。

⁹ ダイヤモンド・オンライン「関西電力の情報漏洩で大阪ガスと新電力が逆襲！？大手電力「解体論」も再燃」によれば、22年9月12日からの3か月間だけでも、閲覧時点に契約していた電力会社から関電へ3775件が切り替わっていたと関電が発表している。 <https://diamond.jp/articles/-/317521>

¹⁰ 例えば、全販売電力量に占める新電力の販売電力量のシェアは、2021年8月の約23%をピークに減少して、2022年10月には全体の18.2%まで減少している。

(電力取引報結果) <https://www.emsc.meti.go.jp/info/business/report/results.html>

¹¹ 一般送配電事業者が構築すべき情報システムの詳細は、電気事業法第23条の4を受けて、電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号に規定されている。

- ・この行為規制に実効性を持たせるために、電気事業法に定められた行為規制に違反した場合には一送について、経産大臣はその許可を取り消すことができるとされている（同法第 15 条第 2 項）。
- ・今回、上記の大手電力の小売部門は、競合他社の顧客情報を不正に閲覧し、一部では営業活動に利用したという¹²。これまでも大手電力が取り戻し営業をするに当たり、不正に一送から情報を得ているのではとの指摘があったが¹³、残念ながら今回その指摘が事実によって裏付けられた。
- ・関西電力の役員や職員は、不正閲覧が電気事業法上問題になり得ると認識していたとされ¹⁴、遵法精神が欠けていたと言わざるを得ない。個人情報保護法違反の可能性もある。
- ・再エネ業務管理システムは経産省の情報システムであり、社外の公的情報に対する不正閲覧である。これは、再エネ特措法第 19 条に違反する。さらに、特定の小売事業者等に不当に有利な扱いとなっていた場合等には、電気事業法第 23 条違反となる可能性もある。
- ・このように、一送の情報管理の杜撰さが問われるが、小売部門の遵法精神の低さはより深刻である。情報漏洩した一送と不正閲覧した小売部門の責任は重い、それらを放置してきた経営陣の責任も強く問われなければならない。要するに、2020 年の発送電分離後も大手電力は一体的に経営され、送配電事業の中立性が蔑ろにされてきた証と言える。法的分離は全く機能していなかったのである。

II：対応策の提言

～現行法令上の措置

1) 真相の徹底究明

- ・現在、報告徴収の最中だが、どの大手電力のどのような立場の職員がどの程度まで不正閲覧し、それがどのように活用され、競争や価格にどの程度の影響を与え、新電力はどの程度の被害を受けたのか、それを幹部はどの程度認識していたのか、未だ明らかになっていない。これらは、処分や改善策の前提になるため、正確に把握する必要がある。

⇒提言：

- ・電取委は、大手電力による情報漏洩・不正閲覧について、徹底した調査によって真相を究明する。2016 年以前の状況についても調査し、公表する。
- ・電取委は、今回の問題に限らず、大手電力によるカルテル疑惑を含む、公正競争に関わる問題を全面的に調査し、真相を究明する。

¹² 前出「電気事業に係る法令等の遵守に関する報告について」。閲覧した関電社員の 23.8%が顧客への提案活動に利用したと答えた。

¹³ 例えば、ダイヤモンド・オンライン「関西電力の情報漏洩で大阪ガスと新電力が逆襲!? 大手電力「解体論」も再燃」

¹⁴ 前出、「電気事業に係る法令等の遵守に関する報告について」。閲覧した関電社員の 40.8%が認識していたと答えた。

2) 厳正な処分の実施

- ・本件は、電力自由化の根底を揺るがす不祥事である。電気事業法で規定されている範囲で可能な最も厳正な処分が、経産大臣には求められる。
- ・一般送配電事業には経産大臣の許可が必要である。今回の情報漏洩は電気事業法に違反する基本的な禁止行為であり、法が目指す公共の利益である競争の促進を阻害する行為であるため、当然のこととして、「公共の利益を阻害すると認め」られる（同法第 15 条第 2 項）。同様に不正閲覧をした小売電気事業者についても、「公共の利益を阻害すると認め」られる（同法第 2 条の 9 第 2 項）。

⇒提言：

- ・事案の悪質性に応じ、情報漏洩を行なった一送の許可を取り消す。許可の取り消しと同時に、法定独占である一般送配電事業を継続するため、事業の承継先に即日許可を出す。これによって、安定供給上支障のない秩序立った移行を行う¹⁵。
- ・事案の悪質性に応じ、不正閲覧を行なった小売電気事業者の登録を取り消す。登録の取り消しと同時に、需要家に混乱を生じないように、事業の承継先を即日登録する。
- ・個人情報保護法及び独占禁止法についても違反が濃厚であり、関係当局は徹底した真相究明の上で厳正な処分を行う。

～今後採るべき制度改正事項

3) 行為規制の抜本的強化

- ・法的分離下の行為規制については、情報遮断以外も含めて電取委の制度設計専門会合で具体的に議論され、運用されてきた。しかし、その内容は不十分であり、大手電力は、法を犯すはずがないという性善説に立った宥和的なものであったと言わざるを得ない。上述の許可や登録の取り消しが執行される前も後も、次のように行為規制を抜本的に強化する必要がある。
- ・安定供給に対する基本的な責任は、独立した立場から一送が包括的に負うべきであり、非常災害時においても行為規制を安易に緩めるべきでない。
- ・さらに、今般、情報漏洩事案の調査の過程で、大手電力会社の小売部門が、自社が保有する 2016 年の小売全面自由化以前の顧客リストに掲載されている電話番号等を用いて新電力の顧客に対し、アウトバウンド営業（新電力の顧客に電話をかけて勧誘する等）を実施していたことが明らかとなった¹⁶。

¹⁵ 承継先としては、旧一電の会社分割によって誕生する新会社、あるいは送電部門を譲渡する先の他社とする。結果的に、送電事業の許可取り消しを命ぜられた旧一電では、所有権分離が実現する。これは、現在の電気事業法は、所有権分離を義務づけてはいないが、選択肢としては与えていることを意味する。

¹⁶ 第 82 回制度設計専門会合（令和 5 年 2 月 20 日 電力・ガス取引監視等委員会）資料 3 の P54 等。

⇒提言：

- ・非常災害時の対応は原則として一送が行い、他社・他部門の支援を受けないこととする。止むを得ず支援を受ける場合には、他の一送を優先した上で、一送以外の支援者による情報システムへのアクセスを禁止する。
- ・情報システムの論理分割を禁止し、物理分割を義務化するとともに、アクセス権限の管理を徹底させる。
- ・一送と小売等の部門との間で、社屋の分離を義務化するとともに、アクセス端末の管理を徹底させる。
- ・大手電力会社の小売部門が 2016 年の小売全面自由化以前の顧客リストを用いて顧客にアウトバウンド営業をする行為を法令で禁止する¹⁷。

4) 罰則の強化

- ・現在の電気事業法上の罰則は、限定的である。今回の違反行為に対し、報告徴収などを経て情報の目的外利用・提供行為の停止または変更を命じ（同法第 23 条第 6 項）、または業務改善命令（同法第 27 条）を行い、それに従わない場合に限り、300 万円以下の罰金（同法第 118 条）が課される。間接罰に留まっている上、懲役刑は科されず、しかも罰金は低額であるなど、金融分野と比べて弱い¹⁸。結果として、法令違反者に対する抑止効果が機能していない。
- ・他分野の法律では、独占禁止法において、公正取引委員会が、違法行為について検事総長に告発する権限を有する¹⁹。
- ・また、独占禁止法や景品表示法では、行為者に加え、法人や法人の代表者も罰する三罰規定が設けられている²⁰。
- ・また行政上の制裁ではあるが、イギリスでは規制機関の Ofgem が、送電事業者の年間売上の 10%以下の罰金を²¹、フランスでは CRE が、前年度の税引前の売り上げの 8%を上限として過料を科することができる²²。

⇒提言：

- ・電気事業法上の罰金を増額し、直接罰にする。
- ・罰金の対象を、「当該違反行為をした者」（同法第 117 条・118 条）だけでなく、法人や代表者に拡大する。

¹⁷ 例えば、電気事業法第 23 条の 3 第 1 項第 2 号の「電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するもの」として、同法から委任される電気事業法施行規則第 33 条の 14 で規定される行為類型に追記することが考えられる。

¹⁸ 例えば、金融商品取引法では、例えば、財産上の利益を得る目的で相場操縦等の行為を行った場合、直接罰として、行為者に 10 年以下の懲役及び 3 千万円以下の罰金が科され（同法第 197 条第 2 項第 1 号）、法人にも 7 億円以下の罰金が科される（同法第 207 条）といった規定がある。

¹⁹ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 74 条

²⁰ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 89 条、第 95 条、第 95 条の 2。景品表示法第 36 条、第 38 条、第 39 条。

²¹ 経済産業省「諸外国の電力市場等の規制・監視の詳細に関する実態調査」P68, P 72。

<https://dl.ndl.go.jp/pid/11280179/1/1>

²² 同上、P92。正確には、CRE 内の紛争処理機関である CoRD*i*S が当該過料を科することができる。

- ・懲役刑の対象を拡大する。
- ・電取委が違法行為について検察に告発する権限を電気事業法に明記する。

5) 行政上の制裁のさらなる強化

- ・既存の法令上、行政処分について許可等の取り消し以外の詳細の規定がなく、機動的な規制行政の執行を妨げている。
- ・金融分野において、金融商品取引法では、行政上の制裁として、例えば、相場操縦行為等の法律違反行為を行った事業者に対して、金融庁長官が経済的利得相当額の課徴金の納付を命ずる制度が規定されており、証券取引等監視委員会（8条委員会）は当該課徴金を課す旨を金融庁長官に対し、勧告できるとされており²³、独占禁止法においては、公正取引委員会（3条委員会）が課徴金納付を命じる制度が規定されているが²⁴、電気事業法ではこのような制度もない。

⇒提言：

- ・電取委による業務停止命令や課徴金の制度を電気事業法に規定する。

6) 電取委の権限強化と組織拡充

- ・本件は、関西電力の通報により発覚したのであり、電取委による定期的な監査では見抜けなかった。再エネ業務管理システムの不正閲覧や公正取引委員会が調査中の電力カルテル問題も、同様である。電力自由化の前提として、旧独占企業への厳格な規制と監視が不可欠であり、そのために2015年に電取委が設置されたが、機能していなかったと言わざるを得ない。
- ・その背景には、電気事業法上、電取委の権限は限られていることがある。そのため上記3)、4)、5)の権限強化が急務である。
- ・その上で調査や監視を徹底するには、高い専門性を有する職員が多数必要である。また、それらには、推進政策部局や事業者から独立した立場が求められる。しかし、現状の電取委の職員は、本省で70名程度、地方局で50名程度と限られ、委員長や委員は全て非常勤である。
- ・電取委は、国家行政組織法上の8条機関であり²⁵、意思決定はあくまで経産大臣が行う。形式上、資源エネルギー庁から分離されているものの、人事ローテーションは経産省の内部でほぼ一体的に運用されており、推進政策部局からの独立性が高いとは言えない。このような組織上の制約が、競争政策の不十分さにつながった可能性が高い。
- ・国内の他分野では、金融分野の証券取引等監視委員会は電力・ガス取引監視等委員会と同様に8条委員会であるが、委員長1名及び委員2名はいずれも常勤である²⁶。また事務局も証券取

²³ 金融商品取引法第174条、金融庁設置法第20条

²⁴ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第7条の2等

²⁵ 電取委「電力・ガス取引監視等委員会の組織及び運営について」2020年10月27日。P4

https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_kensho/pdf/003_05_00.pdf

²⁶ 金融庁設置法第16条第3項において、「委員長及び委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。」と規定されている。

引等監視委員会本体の事務局及び地方組織の財務局等の職員の合計が 712 名（令和 4 年度定員。うち、証券取引等監視委員会本体で 392 名）となっている²⁷

- ・諸外国のエネルギー分野では、規制機関の権限が強く、日本より独立性は確保されている。職員数は多く、委員は常勤で、推進政策部局からの独立性が高い場合が多い²⁸。

⇒提言：

- ・電取委の委員を常勤化する。
- ・電取委の職員を大幅に増強する。特に専門性の高い外部出身者の割合を増やす。
- ・電取委と経産省本省・資源エネルギー庁とのローテーション人事を制限する。
- ・上記の強化策を採った上で、国家行政組織法上の 3 条機関（独立行政委員会）に改組する。

7) 更なる送配電事業の中立化

- ・本件は、情報システムの問題に留まらず、広く送配電事業の中立性の問題と捉えるべきである。2020 年の発送電の法的分離後も、大手電力の小売部門は一送と同じ企業グループに属し、その保有情報を覗き見ることに、違和感を覚えなかったのではないか。だとすれば、情報システム以外の面でも、送配電事業の中立化のための措置を講じる必要がある。
- ・フランスやドイツでは、法的分離後の送電子会社に対し、社名など親会社・グループ会社と混同の恐れのある商標やブランドの使用が禁止されている²⁹。また、欧州では送電会社の経営陣だけでなく全従業員に対し、中立性の観点から兼業が禁止され、経営陣は転職が規制されている³⁰。

⇒提言：

- ・一送に対し、その親会社・グループ会社である大手電力との一体性が伺えないよう、社名を含む商標やブランドの使用を禁止する。

²⁷ 証券取引等監視委員会パンフレット（令和 5 年 2 月）P 5

<https://a.msip.securewg.jp/docview/viewer/docN22AF724CA4937ca12936ab618d0863f8b9a175efbc828cc64225050cf8dda08ea177daa4c3e0>

²⁸ 例えば、英 Ofgem には行政機構上、上位機関はなく、仏 CRE には予算要求を除き特定の政策当局に紐づかず、行政機構上も上位機関はない。前出、「諸外国の電力市場等の規制・監視の詳細に関する実態調査」P1-2。職員数については、Ofgem のスタッフ総数は 900 名程度で、うち約 440 名が規制部門に所属する。米 FERC の職員数は約 1,500 名で、うち執行局の職員数は 200 名程度である。委員について、フランスの CRE や米国の FERC は常勤である。経産省「諸外国の電力取引における競争状況及び不正取引の監視手法や監視体制に係る調査」P30, P82。

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10977616/www.meti.go.jp/meti_lib/report/H28FY/000554.pdf

²⁹ 例えば、発送電一貫であったドイツの大手電力会社の RWE は、法的分離の当初には送電子会社を RWE Transportnetz Strom と命名したが、2009 年に Amprion へと社名変更した。

³⁰ 例えば、従業員の兼職規制については、フランスでは、Code de l'énergie L111-20、26、30 において、ドイツでは Gesetz über die Elektrizitäts- und Gasversorgung10a(2)、10c(3)において、それぞれ、送電事業者の従業員や経営陣が関連企業の業務に従事することが禁止されている。

・転職規制については、フランスでは、Code de l'énergie L111-27 及び 31 において、ドイツでは Gesetz über die Elektrizitäts- und Gasversorgung10a(5)において、それぞれ、送電事業者の取締役等の経営幹部が、任期終了後、4 年間、電力関係の他の関連企業において事業活動に従事してはならない旨規定されている。

- ・一送の全従業員に対して、グループ内での兼業や転職先の制限をかける。特に一送の幹部については、グループ内での兼業や人事交流を禁止する。

8) 所有権分離の実現

- ・前述の通り、送電事業の法的分離は妥協的な中立化の形態であり、公正競争を担保するためには、厳しい行為規制とセットで認められるべきものである。行為規制が機能しなければ、所有権分離をせずに取って法的分離を行った際の大前提が崩れる。
- ・実際に 2013 年の電力システム改革専門委員会の「報告書」では、「中立性を実現する最もわかりやすい形態として所有権分離があり得るが³¹、これについては改革の効果を見極め、それが不十分な場合の将来的検討課題とする」と明記されている。
- ・情報システムの物理分割をはじめとした行為規制を一層厳格にし、電力会社及び電取委において、多大な人的・時間的・金銭的コストをかけて当該行為規制の遵守体制を構築・維持し、及び監視を不断に継続するための総コストを考えると、むしろ所有権分離を実現した方が社会的な総コストは小さいと考えられる。

⇒提言：

- ・前述の通り、一般送配電事業の許可を取り消せば、実質的に所有権分離への道が開ける。
- ・今回事業許可を取り消さない事業者についても、速やかに所有権分離を実現する。

以上

³¹ なお、未だに日本では、所有権分離をすれば安定供給に支障が生じるとの指摘があるが、根拠がない。むしろ諸外国の経験に照らせば、中立的な送電会社の下で公正競争が徹底されれば、送配電網の強化と需給バランスの合理化が実現され、電気料金の低減だけでなく安定供給に寄与すると考えられる。実際に所有権分離が主流の欧州では、変動性再エネ電力が増え続ける中で、停電時間が増えた事実はない。